

第3回かながわの生物多様性計画の改定に関する検討委員会議事録

日 時	令和4年11月29日(火) 14:00~16:30
開催方法	Zoomによるオンライン形式
出席者	別紙名簿のとおり

1 開会

2 あいさつ(自然環境保全課副課長)

3 議題

○事務局(資料説明)

まずは、配布資料のご説明をします。

議題1では、資料1、2と別添1~4を使用します。

今年2月に実施した第2回委員会では、改定のポイントについてご議論いただき、様々なご意見をいただきました。今回は、そのご意見を踏まえて、「たたき台」を作成しました。

お配りした資料のうち、資料1は計画のたたき台で、資料2は、その作成の考え方をまとめたものです。

それから、別添1~4までございますけれども、これは「たたき台」のうち、見せ方を特に工夫した部分について、試作品としてお示ししたものです。

議題2では、資料3を使用します。

資料3は、今回検討している市町村の取組を計画で紹介しようということで、ヒアリングして参りましたその結果をまとめたものです。

本日の委員会では、流れとして、資料1の「たたき台」を資料2にまとめた考え方に沿ってご説明しまして、時には、別添1~4も、ご参照いただくという形で進めたいと思います。

【議題1】生物多様性保全施策に係る課題の対応について

○事務局(資料説明)

それではまず、資料2からご覧ください。

計画の検討のための「たたき台」の考え方について説明いたします。

〈1 基本的事項〉の1つ目のマル、「計画の検討のためのたたき台は、素案作成に先立って、計画書の書き方等の方針を確認するために作成した。」というところです。これは、今回のご意見を踏まえて、次回委員会では素案というステップになるということです。

2つ目のマル、「計画書の構成は、環境省が作成している、生物多様性地域戦略策定の手引きのテンプレートを基にした。」というところです。これは、生物多様性地域戦略の策定に際し、各自治体でノウハウが蓄積されていないので、環境省がテンプレートを作ってくださいました。そのテンプレートの構成に従って、今回、改定計画のたたき台を作成したということでございます。

3つ目のマルです。「現行計画の目標及び取組の体系は維持しつつ、エリアごとの課題や取組の見せ方について、地図、グラフ、写真、イラスト等を交えて、生物多様性保全の観点からどのように関係するかの説明を特に充実させた」というところです。その充実させた部分については、別添1～4のサンプルを用いて、後程ご説明します。

その下の枠囲のところ、計画目標についてですが、これは「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と、「生物多様性の理解と保全行動の促進」で、ここは現行計画と変わりありません。

取組の体系も「県土のエリアに即した取組」、「エリアをまたぐ取組」、「生物多様性の保全のための行動の促進」の三本柱で、現行計画を踏襲します。

次に、〈2各項目の変更点やポイントについて〉に移ります。ここからは、資料1の‘たたき台’をご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

資料1の最初の見開き、目次をご覧ください。

目次のタイトルのところに、黒い星マークを付けている箇所がいくつかあると思います。

これが今回新たに追加した項目です。主なものとして、第1章の3「生物多様性の危機」、第1章の4の(2)「生物多様性本来の大切さ」、第3章の5「基本理念」、第3章の6「将来像」、それから第5章の1の(4)及び(5)「推進委員会」、「生物多様性情報センター」といった項目が挙げられます。

第1章 生物多様性の保全を巡る動き

○事務局（資料説明つづき）

1枚おめくりいただきまして1ページ目、「第1章 生物多様性の保全を巡る動き」です。

今回、環境省のテンプレートの構成に沿って作りましたが、これに沿うと、計画の目的や理念といった項目は、第3章になるまで出てきません。

第1章では、‘生物多様性とは何か’というところから入るのですが、計画書として見た場合、少し唐突な感じがしますので、その前に、「1 はじめに」という項目を設けまして、これまでの経緯、それから検証、現計画を実施している間に新しく出てきた現象、あるいはグリーンインフラ、SDGs等の新たな概念を経て、今回計画改定する。といった流れがわかるようにしました。これが1ページの紹介です。

2ページをお開きください。「2 生物多様性とは」というところです。ここは内容的には、現行計画と変わりありませんが、図や写真を配置して、理解しやすいようにしました。

また、一番下に、地域メダカのコラム、あるいはその他のコラムなどを載せて、実例を用いた説明をしていきたいと考えています。

3ページをお開きください。

生物多様性の第1の危機から第4の危機の説明を新たに追加しました。環境省の国家戦略の内容を踏襲して記載する予定です。

生物多様性の危機に関連して、今年度発行した県レッドデータブック植物編のコラムを挿入したいと考えております。

その下の「4 生物多様性に支えられる私たちの暮らし」は、生態系サービスについての説明です。ここでは前回の委員会でご紹介いただきました、神奈川県の特産品のコラム。あるいは、神奈川県が生物多様性が生活や文化の豊かさをもたらしているということ。あるいは、生物多様性と気候変動の関係。といったコラムで、生態系サービスをわかりやすく紹介していきたいというふうに考えております。

1枚めぐりいただきまして、4ページをご覧ください。

「(2) 生物多様性本来の大切さ」でございます。ここは、今回新たに説明を試みたところですが、なかなか他県でも、この説明の例があまりなくてですね、説明に苦慮している箇所でもありまして、あくまで、試作品ということでございます。論旨としては、人間の生活に役に立つとは思えないようなもの。あるいは、解明されていないようなものでも、生物多様性のメカニズムが働いていて、それらのバランスを損なわないことが重要であるということをお述べようとしております。

この説明では、例示として、アオコの毒素のことを書いてみたのですが、若干唐突な感じがするかもしれません。ちょっと釈明させていただきますと、人間に嫌われる生物として、そこそこ有名であり、人間よりも長い歴史の中で生きてきた生物であり、なおかつ県内の相模湖等でも見られるということで、例としてよいのではないかとということで紹介してまいりました。しかしながら、結果的にはあまりわかりやすくなかなかつと反省しておりますので、ご意見を頂戴できれば幸いです。

5ページをお開きください。

ここでは、国際社会と日本における生物多様性の動向を紹介しています。国際社会としては、ワンヘルス、NbS、ネイチャーポジティブなどの新しい概念を紹介しています。

国内動向としては、生物多様性国家戦略、あるいはグリーンインフラなどの新しい要素を記載し、コラムで30by30、OECM、ワンヘルス、こういったトピックを紹介したいと考えております。第1章についての説明は以上でございます。

○島田委員長

はい。どうもありがとうございました。

今、「たたき台」の第1章について、事務局から説明いただきましたが、本日は、皆様からいろいろな考えや質問、お知恵を頂戴したいと思います。

この‘たたき台’は5章立てになっています。そこで、事前に事務局と相談させていただきました。たった今、1章の説明いただきましたように、章ごとに説明していただいた後に、皆様からご質問ご意見を頂戴したいなと思っております。その時間は、およそ20分程度を予定しておりますので、もし、時間が足りないようでしたら、後日書面でご意見を頂ければと思います。

それから、コラムについては別添資料がございますが、これについては、事務局から最後にまとめて説明すると伝えられていますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

それでは早速ですが、「第1章 生物多様性の保全をめぐる動き」ということで、5項目立てになってございますが、委員の皆様からご質問、ご意見あれば頂戴したいと思います。

なお、前回、前々回の委員会で、皆様からご意見いただきまして、できるだけ県民の方に、わかりやすくというようなご意見も多々あったかと思っておりますので、できるだけ図表や写真、イメージ図、イラスト、あるいはコラムを増やして、編集していきたいということです。

冒頭で事務局からお話がありましたように、図や写真等もまだ一部だけで、これから増やしていくわけですが、現状です、忌憚のないご意見あるいは質問を頂戴できればと思います。

いかがでしょうか。

○武生委員

第1章の最初の方で、生物多様性に関するご説明に関しては、以前よりも分かりやすくなってきたかなと感じております。

一方で、気になっているのが、国際的な動向や、国の動向というところですが、コラムで30by30やOECMの説明は行われるということではあるのですが、2021年のCOP15から、もう全面的に30by30の議論はされていて、今後の生物多様性関連の大きな国家戦略ということになってこようかと思っております。これにどう対応するかというのも、最終的には県単位、市町村単位にどんどん下りてこざるを得ないという状況になると思っております。

そういった中で、すでに市町村でも対応を始めているのですが、ここでは、県の政策として、計画の中で、ただコラムで扱うというのは、かなり問題かと思っております。そのあたり、この計画でどのように位置付けていくのかということをお聞かせいただければと思います。

○事務局

どうもありがとうございます。

今後30by30にどのように対応するかというのが、一つ焦点になってくるだろうというのは、私どももそう思います。

ただ、県のいわゆる制度的に保護地域をふやすとか、そういうことではないと思うので、今ある保護地域に加えて、OECMですとか、あるいはこれから国が国家戦略で打ち出してくる取組を、市町村ですとか、あるいは民間とタイアップしてうまく取り入れていくというこ

とになるかと思えます。これは今後の取組の主流になってくると思えます。

しかし、それをどういうふうに位置付けていくかというのは、丹沢大山の関係でも今、議論が始まる場所ですけれど、本当にこれからという段階なのです。

ですので、今私どもが持っている、神奈川の場合は OECM 的なものとして、県独自のトラスト制度ですとか、あるいは緑の協定ですとか、細々ですが取り入れてきたところがありますから、そういった地区も大事にしながら、さらに広げていくことを、市町村ですとか民間と議論を重ねながら、積み上げていきたいなど。

ここらについては、計画の本編を書く際にちょっと皆さんからご意見いただきながら、書ける範囲で書いていければというふうに思えます。

○島田委員長

はい。武生委員の意見に対し、事務局から本編の方でも書ける範囲で触れていきたいという回答がありましたが、よろしいでしょうか。

○武生委員

はい。30by30 や OECM に関する環境省の方の取組が明確化していったのが、本当にこの秋だったと思えます。ですから、この計画に今すぐ盛り込むということは難しいかとは思いますが、実際にはこれからの 5 年間、もしくは 10 年間の取組の中で、多分これは‘柱’となると思えます。

その時にどういうふうに県が、ここに関わっていくかというのは、やはり検討しておかないとまずいかなと思えますので。

コラムで触れるだけではなく、国内外の動向の中で記載するとともに、このあたりですね、ご検討を始めていただければと思っています。

○島田委員長

はい。どうも武生委員ありがとうございました。

他の委員いかがでしょうか。

○村上委員

細かい部分でちょっとお話ししたいのですが、3 ページ目の「生物多様性の危機」というところで、4 つの危機を書いています。環境省が 2002 年に国家戦略を策定して以降ずっと継承しているわけですが、1 番目は自然生態系の消失です。2 番目が、里山など二次的な自然が人間の管理の粗放化によって消失してしまっている状況。3 番目が外来種の問題で、4 番目は地球温暖化というようにはっきりうたわれていたような気がします。

なので、ちょっと 1 番目の‘第 1 の危機’の説明がやや象徴的な表現になっていて、分かりにくいかなという気がしました。

あと、全般的なお話になるのですが、武生委員のご指摘は最もだと思ひまして、2024年版の計画ということとなると、従来の生物多様性計画というのはすでにあるわけですから、今回の改定で、2024年に取り組むべきこと、というものを前面に出した方が、私もいいと思ひます。

OECMや30by30といったものは、やっぱりちょっと遅れているとは思ひのですが、前回よりはここら辺が変わってきたという意味で大事かなと思ひます。

あと、全般的な話になるのですが、この県土の生物多様性の保全というのは、当然、行政だけでできる問題ではなくて、市民や地方自治体なんかの協力で動かせるものだと思うのですが、そのためには、‘なぜ動かなければいけないのか’ということが、前面に立っている方がいいかなと思ひます。先ほどの生物多様性の4つの危機が、神奈川県においてはどのぐらい危険な度合いになっているか、といったことが前面に立っていて、だからこう保全しよう、というふうな展開の方が伝わりやすいかなと思ひました。

あと、私はNPOを代表してこの場にいるので、その立場の意見として、市民が活動する際にはとにかく具体性が大事です。

何に取り組めばこういった「4つの危機」を緩和できるとか、防止できるかみたいな観点からは、なるべく計画書の前の方に示して、その理由はどうなのか、というのがその後に展開する方が、市民がこれを読んだ際には、こういうふうに取り組めばいいのか、ということが分かりやすいかなと思ひました。

○島田委員長

はい、ありがとうございます。いずれも貴重なご意見なので、今の村上委員のご意見について事務局も、十分検討していただければと思ひます。

他にいかがでしょうか。

○炭山委員

すいません。細かいところで数点ありまして。

先ほどの委員のお話にもあったと思ひますが、誰に向かって訴求している内容なのかということを見ると、まず2ページ目のところ、「種間の多様性」と「種内の多様性」という言い方について、カッコ書きが(種)と(遺伝子)というのは、教科書にもこう書いてあるのですが、遺伝子の多様性というのは、種の多様性のほうにも絡んできますので、どちらかといえば、種間とか種内とかいう言葉は外してしまつて、「種の多様性」と「遺伝子の多様性」でいいのかなと思ひます。

それから、それに関わる話なのですが、コラムの内容に関しては後程説明という話だったのですが、ちょっと気になったので。さらっとここにメダカの話が出ていますのですが、これについて今、藤沢メダカが遺伝的にどうなのかということが問題になっている最中だと思ひます。他のメダカとの差がないという論文もたくさん出ていて、藤沢メダカが種とし

てというか、地域の特産種として、これが確立されているというふうな説明は、遺伝的にはちょっと微妙なので△。実は、地域の特産品だとかというのは、遺伝的には△で、生物的には種や遺伝的に分かれていないけれども、その場所やその土地で、生産されていたり、住んでいたりするものに関して、それを多様性としてとらえる、という考え方もあると思いますので、そのあたりをちょっと分かりやすくしておかないと、その専門の方々にとっては、これはどうなのかなっていうふう思われてしまうと思います。

先ほど事務局からもお話がありました。4ページ目のアオコの毒素の例示は、生物多様性を語るには少し違うのかなと感じます。これはこれで何の問題もないのですが、読み手が市民ということになると、化学式を並べてその分子構造がこれだけ異なるものがあるので多様性がありますよ、という示し方は、ちょっと分かりづらい。それならば、それこそメダカの話の方がよっぽどいいと思います。

先ほど村上委員からお話があったように、やはりもう少し具体性を持ったもので、例えば金額に表せるものとか、そういうものを全面的に例として出したりした方が、一般的に見る方にとっては非常にわかりやすいのかなと思います。

○島田委員長

はい。炭山委員ありがとうございました。いずれもご意見ということで拝聴しました。事務局の方でご検討のほどよろしく願いいたします。

一応、時間となりましたので、まだご意見があるかとは思いますが、第1章につきましてはですね、以上にさせていただきまして、次の章に進みたいと思います。これから挙手をされようとした方もいらっしゃると思うのですが、大変恐縮ですが、先ほどの説明のとおり、後日メール等で事務局にご意見をお寄せ願いたいと思います。

特にですね、4ページの「生物多様性本来の大切さ」ということで、アオコの例を出していますが、もう少し県民向けに分かりやすく伝えた方が良いのではないかと、というご意見が炭山委員からありましたが、これについて、もしお考えお持ちの委員がいらっしゃったら、ぜひ、何かご意見等お寄せいただければ、非常に幸いですと思います。

第2章 生物多様性の現状と課題

○島田委員長

では、大変恐縮ではございますが、第2章に移りたいと思います。

それでは、事務局の方から説明よろしく願いいたします。

○事務局（資料説明）

それでは、第2章について説明いたします。‘たたき台’の7ページをお開きください。

ここでは、本県の社会的な特徴という側面を新たに記載しました。人口や産業、土地利用についてです。また、2つ目の項目の自然環境の特徴についても、地質や地形について書き

足しました。

こういったものは、生態系を特徴づける大きな要因であるため、それらにも触れることといたしました。ここでは、県の博物館等が公表している図を多く活用したいと考えています。

こうした社会的特徴あるいは地理的特徴が、どのように生物多様性に結びついているかというところを、書けると一番良いのですけれど、その部分については、現在検討中でございます。

9ページをお開きください。自然環境の特徴の続きで、生態系の説明です。ここでは、山林、里山といった県内における主な生態系の解説が続きます。現行計画から、写真や生態系ピラミッド等のイメージを追加して、レイアウトを見やすく工夫します。

続きまして、3つ目の項目、生態系に着目したエリア区分でございます。このエリア区分の分け方は、現行計画と変わりありません。都市・近郊、三浦半島、山麓の里山、丹沢、箱根それから、河川・湖沼・沿岸の6つのエリアに分けて、生物多様性の課題を整理します。

12ページをお開きください。

4つ目の項目、各エリアの現状と課題です。ここでは、先ほど生態系別に6つに分けたエリアに沿いまして、現状と課題を整理して参りますが、ここについては、示し方のサンプルを作りましたので、資料の別添1をご覧ください。

このサンプルは山麓の里山エリアを例にして作りました。上の写真は、実際に現地の里山のイメージをいくつか載せて、その下は、里山で生じているサルの農作物被害や、手入れが不足した人工林といった課題。さらに、それを図式化したものを一番下に載せています。

こういった形で、少しボリュームアップしつつ、人目で課題が分かりやすいようにしていきたいと考えております。

比較用として、別添1の裏面に現行計画の該当するページを載せていますが、文章がメインだったものを、このように変えていきたいということです。

資料1‘たたき台’に戻りまして、13ページをお開きいただきますと、項目の5、外来生物による生態系の危機というところに入ります。

ここでは、本県における主な特定外来生物の一覧を載せておりますが、現行計画策定から今までの間に蓄積された知見や情報を追記し、あるいは、来年施行される外来生物法の改正を反映した内容に更新していく予定です。

14ページをご覧ください。先ほどの外来生物に関連したコラムとして、アメリカザリガニ、アカミミガメ、外来種のつき合い方、といった説明をしようと考えています。

次に項目の6番目、生物多様性の保全を進める上での課題です。

ここについては、特に現行計画と変えておりません。

第2章の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○島田委員長

はい。どうも事務局ありがとうございました。

今、‘たたき台’の7ページ14ページまで、第2章の生物多様性の現状と課題というところの説明をいただきました。

事務局からお話いただきましたように、12ページ以降に記載されている6つのエリアについては、エリアの分け方など基本的なところは現行と変わらないけれど、その表現方法や中身については、大幅に見やすくしていきますよ、ということでございます。

皆様からご質問、あるいは、こうした方がいいというようなご意見、ご提案があればですね、ぜひお知恵を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○村上委員

エリア分けについてですが、11ページを見ると、表があって、県土のエリア区分とそれぞれ関係する主な生態系が記載されています。山地・森林生態系云々と書かれている部分です。

例えば、都市エリアとしているところにも、里地・農地生態系と書いてありますよね。三浦半島エリアも里地・農地生態系ということが書いてあると思うのですけれど。

このエリア区分をいじるのは難しいのかもしれないですけど、都市エリアと言っている中には、例えば横浜や川崎は確かに都市の生態系が優先するところだと思うのですけど、相模川に近いところは、まだ農村がかなり残っていたり、またその反対側の、相模川の西岸部分にも農耕地が残っている部分が多いと思うので、都市エリアとするのであったら、本来ならもっと限定して、川崎や横浜と人口密集地の辺りだけにして、県の真ん中あたりは里地エリアみたいな設定にして、農村生態系が優勢、面積的に大きい、といった展開のほうに分かりやすいかなと思います。

それから2点目ですが、13ページの外来生物について、ここでは環境省の特定外来生物が扱われていますけど、国レベルで指定されたものが、神奈川県にこれだけあるっていうふうな書き方ではちょっと分かりにくいかなと。

手前みそですが、神奈川県自然保護協会では、神奈川県版ブルーリストとして、外来種をランクに分けたものを作成しておりまして、県職員の方も一部、もしくは県職員のOBの方にもご協力いただいております。227種ぐらいありますが、ウェブサイトにも公表しています。神奈川県ではどういった外来種が、非常に問題なのか、というローカルな話が展開されてないと分かりにくいかなと思いました。

また、その前にせつかくエリア分けしているわけですから、各エリアでどういう外来種が今対策すべき対象だということがわかるようにした方がいいかなと思いました。

○島田委員長

はい。村上委員、どうもありがとうございました。

こちらについて、事務局からコメントがあるそうですので、どうぞ。

○事務局

はい、ありがとうございます。貴重なご意見として検討したいと思います。1点だけ訂正がございまして、11ページの表と図にある‘都市エリア’という記載は間違っていて、12ページの一番下の(4)にある、‘都市・近郊エリア’という記載が正しいです。都市の後に‘・近郊’が入ります。

エリア区分については、現行計画を作る際にもものすごく悩みまして、事務局で苦労した点なのですが、あまりに実態に即して分けようとする線が複雑になってしまい、フレームが作れないのですね。やはり相模川から東側が、鳥獣被害の出方も違うし、いろいろな意味で自然をめぐる課題が違うのだけれども、それをどう表現するかというところで、ここを単純に‘都市エリア’とせずに、そういったちょっと農村風景も残ったところも意味合いを込めて‘都市・近郊エリア’というふうにしています。これがちょっと11ページの図表の方に反映されておりませんでした。申し訳ございません。

これは補足で、ご意見はご意見として事務局で検討したいと思います。

○島田委員長

ありがとうございました。都市・近郊エリアというのが正しい名称ということですね。

その他の村上委員のご意見について、ぜひご検討いただければと思います。

他の委員から何かご質問はありますでしょうか。

○倉本委員

すみません。当方の事情で第1章では発言できなかったのですが、前の話題も交えながら話したいのですが。先ほどのメダカにも関連したことなのですが、地域ごとに、同じ種の個体群であっても、遺伝子構成が違うことが多いので、種のよりも下のレベル、種内の変異というのは、やはり、県民の皆様にご存知いただく必要があるかと思えます。種よりの下のレベルの変異を保全していくことの意味とかですね。

保全するためには、例えば植栽の際に、生田緑地で生田緑地の系統を使って植栽しようとすると、公共事業の標準の経費よりもずっとお金がかかってしまうので、我々が提言しても市もなかなか良しとは言わないのですね。それは、神奈川県全体の生物多様性地域戦略の中で、きちんとそれが位置付けられたり、県民の皆様が、生き物には変異があるということが当たり前のことだ。遺伝的な変化があるというのは当たり前のことだ。というように思われるようになる雰囲気を作っていく必要があると思えます。

このエリア区分に関して言えば、そういった種の中の変異の空間的なパターンというのも、将来的には合わせて、区分できていったらいいな。というように思いました。

○島田委員長

倉本委員どうも貴重なご意見ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。

○皆川委員

先ほど、第1章のところの生物多様性の危機ということで4つ挙げられました。

私は、これを第2章の各エリアの課題の部分で、エリアごとに4つの危機の何が問題になっているのかというところを強弱もあわせて示すのが良いのではと思います。例えば丹沢エリアで言えば、やはり第1の危機の開発であったり、種の減少というのが一番大きいと思いますし、山麓の里山エリアであれば、第2の危機の里山の手入れ不足であったり、三浦半島エリアであったら外来種による影響が最も危機的だ、というように、明確に問題が分かるような、そういう見せ方が良いかと思います。市民の方には、文章を読まずともパッと見ただけで、このエリアでは何が重要な問題となっているのか、ということが分かるので、そのような見せ方をしていただければと思います。

○島田委員長

皆川委員ありがとうございました。一つの表現の方法かと思いますが、事務局はぜひご検討ください。他にいかがでしょうか。

○武生委員

この後の指標の話にも関わってくるのですが、分析の部分とか、いろいろな事象をですね、データ積み上げていこうとすると、エリア区分に隙間があったり境界が明確でないと、多分この先、根拠数字を積み上げる際に計算ができなくなってしまう気がしています。

分け方としてはこのエリア区分、悪くはないと思います。ただ、今の話はちょっと問題だろうかというふうに考えるのですけども、そうすると、例えば9ページに、ちょうどいい図があるのですが、神奈川の大地の8エリア区分という図面です。これはおそらく今回のエリア区分のベースにもなっているのだと思いますが、こういったベースになるものを使って、区分をはっきりさせると良いかなと。そうすれば、先ほどの村上委員のご意見のような、その地域ごとの外来種の状況や、地域ごとの絶滅危惧種の出現状況の変化といったもの考えるときに、根拠となるデータを示す時に分かりやすい区分になろうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○島田委員長

武生委員からご意見がありましたが、こちらについて事務局いかがでしょうか。

○事務局

今、武生委員がおっしゃられたこともちょっと検討したいと思います。ただ、このエリア区分については、今の計画のつくりですと、それによって統計数字的なものをまとめる作りにはなっておりません。

一方、この地質と地形の図に関しては、あくまで地質と地形の区分なので、果たしてこれ

で整理したときに、生物多様性計画では社会的な要素などもありますので、この区分でうまく表現できるかというのは、ちょっと検討が必要と思います。

このエリア区分の話は、本当に前回計画を策定した際にとっても苦勞したところなので、軽々に良いアイデアだからこっちでいきますとも言えないのです。ですので、ちょっと事務局で引き取って検討したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○島田委員長

はい。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、私のほうからちょっと事務的な話で恐縮なのですが、ここで示されている図の中で、凡例の部分が読めないものがあるので、最終的にはこういうところは修正されるのだろうとは思いますが、もう少し大きくしていただければと思います。

それから、先ほどのエリア区分の図は、この後の章でも 17 ページに出てくるのですが、都市・近郊エリアの表記がやはり都市エリアとなっていますので、今はここしか気が付かなかったのですが、前後もよく確認していただければと思います。

それでは、次に第3章に移りたく思います。

‘たたき台’の14ページですね。第3章の生物多様性計画の基本的事項について事務局お願いします。

第3章 生物多様性計画の基本的事項

○事務局（資料説明）

第3章、「生物多様性計画の基本的事項」について説明します。

‘たたき台’の14ページでございます。ここでようやく生物多様性計画の基本的事項が出てきます。現行計画ですと、最初の章に出てくる項目なのですが、改定案では、環境省の手引きにしたがって、課題の後の章に記載しております。

15ページをお開きください。計画の位置付けと県諸計画との関わりでございます。

計画の位置付けは、国や市町村の計画も含めて、一体的にお示ししました。

計画期間は、国家戦略の2030年ビジョンに合わせて、2030年度までとしております。

16ページをお開きください。対象の区域や期間、基本理念及び将来像ですね。

項目5の基本理念、それから6の将来像ですが、ここも環境省の手引きにしたがって、今回追加した項目です。基本理念は国家戦略の理念を踏襲しています。将来像につきましては、ここは、計画のテーマである「生き物の恵みを次の世代へ」ということで、ここは現行計画と変わりありません。それから、その将来像の内容ですけれども、かながわランドデザインに記載されている将来像をここで引用しております。ちょっと読みますと、「私たちの生活は、生態系から得られる様々な恵みに支えられており、またSDGsの推進を図るためにも、生態系全体を生物多様性として捉え、保全することが求められています。また、生物多様性

の保全に不可欠な野生鳥獣との共存や、丹沢大山地域などにおける自然環境の保全・再生、里地里山や都市のみどりの保全と活用などの対策には、長い時間をかけて取り組むことが必要です。そこで、こうした取組を、一つひとつ時間をかけて着実に進めていくとともに、市町村及び県が一体となって県内すべての生物多様性の保全を図り、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいきます。」という将来像になっています。

ここはもう少し充実させていきたいと、考えておりますので、ご意見をいただければ幸いです。

17 ページをお開きください。項目7の目標でございます。目標の柱は2つあり、(1)の「地域の特性に応じた生物多様性の保全」これは、先ほど6つのエリアに分けて、それに応じた生物多様性保全の取組を進めるということです。それからもう一つ、(2)として「生物多様性の理解と保全行動の促進」ですが、様々な主体が生物多様性の保全に取り組むことを目標としていくと。この2本の柱は、現行計画と変わりありません。

そして、章の最後に、コラムとして県民ニーズ調査結果を載せたいと考えております。この調査は、県民に対して、生物多様性という言葉の意味を知っていますかということと、保全のために何か取り組んでいるところありますか、といった調査、集計をしておりますので、それを紹介していきたいというふうに考えております。

第3章につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○島田委員長

はい。どうも事務局ありがとうございました。

皆様お聞きのように第3章「生物多様性計画の基本的事項」ということで、本計画の県の諸計画との関わり等々、それから、本計画の基本理念、将来像、目標をといた一番骨軸になるところの章でございます。

この第3章について、ご質問、ご意見ご提案等ございましたらお手を挙げていただきたいと思えます。

○村上委員

17 ページの一番下、コラム13のところ県民ニーズ調査結果のお話がありましたけど、これは、1ページの第1章に出ている円グラフと関係が深そうな感じがするのですが、その辺はいかがですか。むしろ関連付けた方がよろしいのかなっていう気もちょっとしました。

○事務局

はい。おっしゃるとおり1ページのグラフと関係しています。

これは、1ページのグラフは、県内全域の結果を載せたものですが、実際のデータは、年齢、地域、性別とか、多種多様な属性で分析できていますので、コラムのほうでは、そう

いったものも比較をしながらというようなイメージではありますけども、結論としては、最初の1章のグラフと共通していますので、関連づけていくというようなことがいいかなと考えております。

○島田委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、倉本委員からも挙手がありますので、よろしくをお願いします。

○倉本委員

項目6の「将来像」ですけれども、ここに書く将来像は、将来どのように取り組んでいくべきかという話だと思うのですね、将来の神奈川県生物多样性像というようなものです。

例えば、横浜市南部の開発を反対している現場で、あるべき姿を‘みらい図’といって描いていた活動団体がいましたけど、そういうものなのでないかと。

ですから、将来の神奈川県生物多样性のイメージが、この図のレベルではなくて、もっと県民がこういう神奈川県にしたいと思えるような、図や説明があって、それに向かう取組が書かれるというのが、よろしいのではないかと思います。現在書かれている文章は、取組の仕方の部分というように私には思えるのです。もしかしたら私の読み方が違うのかもしれませんが、ご検討いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

将来像のところは、ちょっと急ぎで「かながわランドデザイン」という県の総合計画から抜き出してきたもので、倉本委員がご指摘のとおり、そこに記載した内容は、将来像というタイトルにそぐわないと思います。あと、イメージのほうも、もともと別で使っていたイラストをとってつけたようなところがあるので、差替えの必要があります。

将来像は、現行の計画にはない要素で、今回初めて書くのですが、どこまで書き込めるかはこれからというところですけども、今、委員からご指摘いただいたイメージで、皆様ともちょっと議論しながら作っていきたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○島田委員長

はい、ありがとうございます。他の委員はよろしいでしょうか（特に挙手等なし）。

そもそも計画ですので、理念とか将来像というのは、当然あって然るべきものだと思います。今いただいたご意見をぜひ参考にしつつ、事務局の方で、いろいろご検討いただければよろしいかと思います。

では、続いて第4章ですね。目標・将来像の実現に向けた取組という章でございます。

それでは、事務局のほうから説明よろしくをお願いします。

第4章 目標・将来像の実現に向けた取組

○事務局（資料説明）

はい、第4章、目標・将来像の実現に向けた取組を説明させていただきます。

‘たたき台’の18ページでございます。

この章では、この18ページをご覧くださいとともにですね、補足資料として別添2をご覧くださいませでしょうか。別添2は、県土のエリアに即した取組ということで、山麓の里山エリアをサンプルとして作りました。

これは現行計画でも記載している項目なのですが、エリアの様子やそこでの取組を、より視覚的に見せるようにしたということでございます。一番上にエリアの地図がございますけれども、この地図の中で、各地域のローカルな取組を紹介するとか、写真を載せるということでございます。

この別添2の、2ページ目の下のところに、地域の取組の紹介という緑色の欄がございます。これは、平成28年に現行計画ができてから今までの7年間で、市町村での取組がかなり進んできておまして、特に里山エリアとか、都市・近郊エリアで顕著なのですけれども、こうした市町村等の取組を紹介するようにしたいと思っています。

今回の改定に際して、県内で生物多様性地域戦略を策定済みの市町村について、ヒアリングを行いました。そこで、いろいろ聞取りした取組、地元で根差した取組を計画の中でも紹介していく予定です。

‘たたき台’の21ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、項目の2、エリアをまたぐ取組ということで、ここの柱も現行計画の構成と変わりませんが、ウの外来生物の監視と防除に関しては、外来生物法が改正されたので。そうした観点で、県としては、広域的な視点で実情を把握したり、あるいは市町村と連携しながら対応するといった役割の方向性を記載していきたいと思っております。

それから、その下のですね、(2) 生きものの生息・生育環境の保全、その次のページの(3) 生物多様性への負荷を軽減する取組、それから、3 生物多様性の保全のための行動の促進については、ここでは、現行計画どおりの項目立てとして、そのまま記載しておりますが、取組の詳細については、現在、庁内各課と調整中というところでございます。

第4章の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○島田委員長

今、事務局の方から第4章について、別添2も使いながら18ページから22ページまで説明いただきました。

それでは、ご質問、あるいはご提案ご意見おありの委員は、手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

○村上委員

県土のエリア区分というのは、第2章の12ページの部分でも、現状と課題という項目で、丹沢エリアから順に各エリアの説明が書かれていて、今回のところでは、エリアに即した取組、ということで同じような構成で説明されている。

エリア区分の話が章をまたいで2回出てきてしまうので、ちょうど縦軸と横軸を逆にするといいですか、エリアごとに、現状と課題がこうなので、取組もこうなるといった説明の仕方の方が、そこに住んでいる住民にとって分かりやすいかなと思います。

2点目ですが、やはりエリア区分の話ですが、抽象的な言い方になっていて、具体的にどこを指すのか分かりにくい。例えば、先ほどの都市・近郊エリアという言い方なんかそうなのですが、横浜市民とか海老名市民はどこに入るのか？といったように、ちょっとわかりにくいのですね。ですから、各エリアに含まれる自治体の名前などを記載しておく、例えば、自分が住んでいる場所は、どこのエリアに該当するから、ということが課題でどう取組を考えた方がいいのか、というふうに分かりやすいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、やはり具体性が一番大事なので、エリアを明確にして、先ほどのような現状・課題と取組が流れで説明される展開にしていただければと思います。もし計画書がこの形でもう構造的に変えられないのであれば、一覧表のような形で、末尾にまとめても結構です。

住民にとってみれば、自分の住んでいるところがどういう状況なのかというのは、まず第1に重要だと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

○事務局

村上委員ありがとうございます。自治体の表示については、この図の示し方で何か分かりやすくできると思いますので、ちょっとレイアウトを考えていきたいと思っています。

○島田委員長

多分、村上委員が一番おっしゃりたいのは、県民に分かりやすいものにしてほしいというところで、エリア区分は、場合によっては、複数のエリアをまたがる自治体というものもあるかもしれませんが、とにかくわかりやすく、理解しやすく表現することが大事だと思いますのでよろしく願いいたします。

ちなみに、19ページの(4)に都市エリアとありますが、これも正しくは「都市・近郊エリア」ですね。

他にご意見はいかがでしょう。

○炭山委員

はい。私も村上委員のご意見に全般的に賛成なのですが、これは冒頭から全部エリアごとに分けてしまうのは難しいですかね。と言うのは、やはりこの計画を見る人たちは、皆さん

ご自分の住んでいる地域、細かい市町村分けをするというのは難しいと思うので。

だいたいの方は、自分が住んでいる地域がどういう課題があって、どういう目標になっているのかなっていうふうに見ていくと思うので、第2章以降は、もう全部エリアごとに分けて書いていくといった方が見やすいかなと思います。

そうすると、計画書全部を見てもらえなくなってしまうかもしれないですけど。ただ、自分のお住いのエリアについて、現状・課題と対策、それからそこでの取組が、エリアごとにまとめて見られる形にすると、分かりやすくて良いのかなと思います。

あともう1点は、私から事務局への質問なのですが、湘南エリアといった分け方は、今までの検討の中で出てこなかったでしょうか。‘湘南’の名が付いたものが世の中に結構多いので、どうかなと思ひまして。

今のエリア区分で言うと、山麓の里山エリアとして、伊勢原市や厚木市等と一緒に湘南も含まれているという形になっていると思うのですが、これらは生態系が全く異なるので、これは一つ問題として考えなければいけないのかなと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

計画のつくりの部分についてのご意見は、今回承って、ちょっと検証したいと思いますが、実際に、計画の構造として、うまくご意見の趣旨と、計画を順に追って体系的に示すということが、両立するかというのは、いざやってみるとなかなか難しいということもあります。

特に、縦軸横軸をどこで切り替えるかというのは、実際作ってみると、中身がどんどん前の方にずれてしまったり、そういう難しさがあるので、まずはトライしてみたいと思います。

エリア区分の話については、本当に湘南とか、相模原台地とか、いろいろあるんですけど、これも自然生態系っていう部分と、もう一つはこの計画の特性上、各局各課の計画や取組が大きく関係しています。

生物多様性という一つ確固たる取組があるわけではなくて、実態としては、様々な枠組みを持った、例えば、丹沢の自然再生計画ですとか、里地里山保全条例に基づく取組ですとか、そういった各局各課で取り組んでいる県事業を、生物多様性という軸で見せるというところがありましてそういった観点からも、エリア区分を考えなければいけなくて、そういった、いろいろな要素を勘案した結果、現状のようなエリア分けになっています。

いろいろご意見いただいたので、その観点から、うまく合理的に、体系的に示せるかは一旦検討したいと思いますが、そういった事情があります。以上です。

○島田委員長

どうも、ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。

なければ、第5章に移りたいと思います。それでは、23 ページからの「第5章、推進体制と進行管理」について、事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

第5章 推進体制と進行管理

○事務局（資料説明）

23 ページ、「第5章 推進体制と進行管理」でございます。

ここでは、2つの項目を新たに追加しました。1つ目は、(4) 推進委員会の設置です。但し、ここは、どのような形で行うかというところは、全く検討段階となっています。

2つ目は、(5) の生物多様性情報センターの設置です。オレンジの吹き出しにありますように、県では、試験研究機関や博物館に生物多様性の情報が蓄積されていますので、まずはそれぞれが保有している情報を、横串にして、保全に向けた取組に活用していくことが大切と考えています。

但し、これも、どのような形で構築できるかは、これからの検討課題となっております。

次に、24 ページに移りまして、指標一覧でございます。

ここについては、示し方のサンプルを作りましたので、資料の別添3をご覧ください。

現行の計画では、24 ページに載せているような表で示しているのですが、これら指標が、どのように生物多様性の保全に関係しているかということ、指標ごとに1ページ程度費やして、説明しようとしたのが、別添3でございます。

例えば、最初に載っている指標1、水源の森林エリア内の私有林で、適切に管理されている森林の面積の割合ですが、これグラフ、あるいは、どこのエリアに関係するかということ、これを視覚化して、これが、どのように、生物多様性に寄与しているかということ、図式化しようとしたものが、こちらです。

それから次のページに、指標2がございます。これは丹沢山地における、林床植生の状況でございますが、ここも、林床植生の状況、あるいはその改善というマイクロな改善が、どのように山地の生物多様性というマクロな改善に寄与していくのかというのを、できるだけ視覚化してみようというふうにしたものです。

以下、指標3 農作物被害額。指標4 アライグマの捕獲効率、指標5 里地里山認定協定活動の面積、といったように、指標5までサンプルを作ってみましたけども、このような形で説明しようと考えております。

他に、指標として適するものが、ないかということも、引き続き検討していきたいというふう考えております。

‘たたき台’に戻りまして、25 ページ以降に用語集がありますけども、ここはちょっとまだ製作中ですので、今後、充実させていきたいと考えております。

第5章の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○島田委員長

はい。どうもありがとうございました。お聞きのとおり、第5章推進体制と進行管理、それから指標ですね、それと用語集について、今事務局の方から説明いただきました。

検討中としているところも多いのですが、現状で何か皆様、ご質問ご意見、あるいはご提案があれば頂戴したいと存じます。いかがでしょうか。

○武生委員

生物多様性センターの話は以前からしていたのですが、今後検討いただければと思っております。

それに関連するのですが、指標について、今回示された中に実際に生物多様性に直接的なものが一つも入っていない。例えば生物の種数であるとか、こういった多様性に関連する直接的な数値の指標が無いのですね。

これを、どう対応するかといったときに、結局は生物多様性のモニタリングシステムとかがあっていうことに、直結してくるわけですが、そういった情報を、生物多様性情報センターというものが統括して、数値として出していくということが、おそらくその役割なのだろうと思います。

この辺がやはり、この生物多様性計画全体を通して根本的に足りていないなど、強く感じるところです。これにどのように対応していかれるかですね、お聞きできればと思います。

○事務局

ありがとうございます。

実際、生物多様性そのものを表現する指標というのは、県レベルでも、国レベルでも難しいというのが正直なところです。

生物多様性情報センターを、今イメージしている形で作ったとしても、あくまで各機関のネットワークを横串する中での話で、新しく何かモニタリング体制が組めるわけではないのですけれども、今武生委員から、ご指摘あったことも踏まえて、そういったものに、イメージできる何か迫れるものが、提示できるか、引き続き、自然環境保全センターをはじめ各センターと、意思疎通しながら探っていきたいと思います。

大きな課題ですけれども、今すぐこういうふうにやってきますというものが無いというのが実情です。

○島田委員長

はい。事務局からの回答ですが、武生委員いかがでしょうか。

○武生委員

例えば、各市町村がこれから OECM の申請等を予定していて、そのようなサイトでは、生物多様性の実態を示すリスト等の提出が求められるかと思っています。今後、そういった現場では具体的なデータが出てくる可能性が高くなります。

これを、県と市町村が連携して情報をちゃんと把握しておく。点の情報でもいいと思うの

ですけど、こういうところの数字を使えば、具体的な数字が出せるのではないかと思います。

あくまでも、モニタリングシステムを新しく作るのか、そういった話ではなくて、現在モニタリングしようとしている場所、もしくはもうすでにしている場所、それらとの連携をどうとるかというところの問題かと感じます。

よろしく願いいたします。

○島田委員長

ありがとうございます。

ぜひ、事務局は今の武生委員のお話を参考に、検討いただければと思います。

○皆川委員

私も武生委員とある意味重なるところがありますが、計画推進委員会の設置、生物多様性情報センターの設置、これ自体は、計画を進めていく上で、多分こういう形で出てくるものだと思っていました。

私の一つの提案としてぜひ検討していただきたいのですが、やはり、県としてこれに本腰を入れてやるとするならば、庁内の体制についても、組織改編が必要になってくるのではないかと思います。

というのは、今、この生物多様性に関して、緑地・自然公園グループの担当者が1人、2人とか、そういう体制でやられていますが。これでは、いくら推進委員会や情報センターを設置したいといっても、この人数では到底できません。

これを検討していくうえで、例えばですが、生物多様性保全グループみたいな、5人から7人ぐらいの体制で、ステップアップしながら、その中で、情報センター等の設置を検討していくべきかと思います。ですから、組織改編も視野に入れた検討をぜひしていただきたいなと思います。

ちなみに、すでに複数の県、例えば愛知県とかは、課の中に生物多様性保全グループというものを立ち上げていて、企業の認証制度といったことや、生物多様性センターもできていますが、やはりグループになると、できる取組の幅が広がると思います。

すでに、神奈川県は別の課で、同じようにやられているグループがあります。例えば、環境計画課に地球温暖化対策グループがありますが、あれも温暖化の法律ができたときに、グループを作ったわけですね。それで、そのグループの中に地球温暖化防止活動推進センターを作ったり、あるいは、その推進委員も160人以上の方が登録されている。

そういうグループができると、いろいろとできますから、センター等の設置も大事ですけども、ぜひ、庁内の組織改編といったところも含めて考えていただきたいと思います。

もう1点、指標の部分で、先ほど武生委員の方からご意見ありましたが、私も一つ追加していただきたいと思っているものがあります。

例えば、別添3の指標1で水源の森林エリア内の私有林で適切な管理されている森林の

面積割合というのがありますけども、下のほうに、生物多様性保全へのアプローチという項目があり、緑の囲いの中に‘地域特性に応じた適切な森林管理’として、人工林のスギ・ヒノキと広葉樹との混合林化と書いてあります。

これはまさにこれ、指標です。単一な人工林から、多様性のある広葉樹林に変えていくという、これは環境省の生物多様性国家戦略にも、針広混交林化、あるいは長伐期化といったものが、生物多様性保全に繋がると明記されています。

複数の県では、これに合わせた形で、そういった針広混交林化というものを指標にしていたり、あるいは和歌山県では、私有地の天然林を県が買い取るなんて言ってですね、1,000ヘクタール以上も買い取った、それが指標になっているという。やはり、そういうものが、ある意味数字として分かりやすいといえますか、自然林に変わっていく過程を数値で見たいけるというのは、市民にとっては非常に分かりやすいのではないかなと思います。

指標1のこの部分はこの部分であってよいかと思いますけども、やはり広葉樹林化、混交林化といったところも、ぜひ示していただければなと思います。

神奈川県では、すでに2006年から「かながわ森林再生50年構想」というものをしていて、実はもう混交林化を始めているわけですね。ですから、もう実績が十分にあるはずなので、それを示していくというのが、私は分かりやすくしてよいのではないかなと思います。

以上です。

○島田委員長

皆川委員どうもありがとうございました。

事務局から何かありますか。

○事務局

今の皆川委員のご意見は、どちらもそのとおりで、深い意見だと思います。

庁内の人事組織については、ちょっとこの計画とは別の議論となります。ですが、一つはそういったご意見も念頭に置かなければいけないな、ということ意識したのと、もう一つは、この計画の中で、課やグループの名前を変えずとも、もう少しできる工夫もあるかなと思うので、そこは両面で考えていきたいと思います。

次に、混交林化の指標の追加についてですが、実は今朝も森林関係の部局といろいろお話をしてきたところなのですが、いろいろ諸事情があつてすぐに数値で示すというのは難しいです。今、混交林化の実績があると今おっしゃられたけど、実際には、混交林化に向けて、初期の整備で取り組んだ数字が、水源の森森林づくり事業という、個別の事業に関して数字があるというだけの段階で、その整備したものが、では実際に山に行つて混交林化されているのか、というとそうではないのですね。

ですので、ご意見を踏まえて、どんな表現が可能かというのは、検討していきたいと思いますが、おそらく、同時並行で水源林の事業が今進んでいって、最終の取りまとめ検証段階

に突入しているのです、今のご意見を、今回の計画に反映できずとも、必ずや見える形でお示しできる状況にはいずれなと思います。それに向けては、森林関係の部局と、あと保全センターのほうが県有林を管理していますので、県有林と合わせて、進めていきたいと思いません。

事業を進めつつ、それをどう見せるかというところは、皆川委員からすると、ちょっとまどろっこしい運びになるかと思いますが、努力していきたいと思いません。以上です。

○皆川委員

ありがとうございます。

最大限の回答だと思いました。とにかく、委員からこういう意見があったということ、やはり人事なり、あるいは森林課なり、そういうところでご発言していただくことによって、きちんとした形になっていくかと思いません。なかなか自然環境保全課から直に言いづらい部分があると思うので、もう、委員からの意見とか、そういう出しに使っていただいて私は構いませんので、ぜひ切り口といいますか、突破口という形でぜひ使っていただきたいと思いません。ありがとうございました。

○島田委員長

皆川委員、どうもありがとうございました。

はい。他に、いかがでしょうか。

○村上委員

23 ページの推進体制のところ、5 項目挙がっていて、(4) と (5) は、組織の話だと思うのですが、市民から見た窓口というのはどこに設置されるのか、もしくは、市民のホットラインみたいなものですが、外来種の問題であるとか、希少種の情報等について、行政と双方向に流れるような情報システムみたいなものがあると、市民の方が活動しやすいかなと思いません。

すみません、あといくつか。先ほど武生委員の方から 24 ページの指標についてご意見がありましたけど、私もそう思っていて、実際、このところには例えば神奈川県レッドデータに含まれている生物がどれくらい何%くらい保全されているとか、もしくは、外来者が何%くらい減ってきているというような指標になると、生物多様性の保全に直接貢献しているという結果になると思いません。

このままだとちょっと、県が今やっている事業の中で、生物多様性に関係するだろうというのはこの程度、というようなニュアンスにとらえがちなので、やはり生き物を中心にした指標というのを考えていただければなと思いません。

また、せっかく冒頭のところで、生物多様性には 3 つのレベルがあって生態系と種と遺伝子の多様性といった整理がされていたと思いませんが、この指標も、その 3 つのどこに相当す

るといった整理をすると、最初の3つのレベル分けとリンクした話になるので、そういう整理の仕方をしていただければなと思いました。

あと最後ですが、別添3の指標2、丹沢山地における林床植生の状況というところで、林床植生が10%増加した地点が挙げられていますけど、これを見る限り何となく減ってきているというふうに見えてしまうと思うのですが、これは実際に計画に載せる際には、ここはどういう場所で、何を目的に調査しているのかという点と、林床植生の植被率つまり面的な部分だけではなくて、例えば種数がこれだけ増えているといった、生物多様性に直接関わる部分を前面に出した方が、保全に役立っているというのがわかりやすいかなと思いました。以上です。

○島田委員長

村上委員、3点どうもありがとうございました。
事務局、いかがでしょう。

○事務局

問合せの窓口については、現在のところ、緑地・自然公園グループの生物多様性担当が窓口になるのですが、先ほどの意見も含めて、検討していきたいと思います。

ただ、生物多様性計画が、様々な事業の内容を全部取りまとめた計画になっているので、個別の話になってしまうと、どうしても各所管課に対応してもらう形になろうかと思っています。県民等からの問合せを緑地・自然公園グループが受けて、そこから県庁内のそれぞれ専門性の高い部署につなぐという、そういう体制はこの計画作ったときに敷けたかな、と思いますが、そこは県民にとってよりわかりやすい形を模索していきたいと思います。

指標についても、今ご意見いただいたことを踏まえて、検討したいと思います。なお、林床植生について、実はこの指標は、環境基本計画という、上位の計画と共有してしまっていて、その審議会でも、今いろいろ説明を求められており、表現の工夫をしている最中です。そういった意味で、環境基本計画の方での議論と、今村上委員からご指摘あった点を踏まえて、分かりやすいものを出していきたいと思います。

もうちょっと分かりやすく、適切な指標があればいいのですが、実際にこの分野で、広域的に表せる指標がこれしかありませんので、これをどういうふうに見せていくかということちょっと工夫していきたいです。ありがとうございます。

○島田委員長

はい。どうも、ありがとうございます。

本書はまだ検討中で、次回の委員会で概ね原案が出てくるということでよいのですかね。

その時に、これはまた事務的な話で恐縮なのですが、所管課とか、問合せ先というのは、現行計画の計画書の最後の方、57ページに一覧で出てきますけれども、この改定版につい

でも、同様につけるのですか。先ほど県民の窓口という話をしましたけど、その担当グループだっていうものは、内容的には分かりますけど、グループはどこ見ても分からない。そういうページがあるかないかでだいぶ違うと思います。

○事務局

そうですね、この計画に関しての問合せ先は最後のページにあるように、自然環境保全課になるのですが、ちょっと生物多様性に関する全ての問合せ先として、本当に緑地・自然公園グループに特定してしまってよいかどうかも含めて検討したいと思います。

島田委員長からご確認があった1点目について、こういった所管課一覧というものが、改定後も表示されるかというのは、そのとおりでして、こういったものを示しますので、その時に全体としての問合せ先というのを、現行計画では出していないので、それを表示できるか、表示するとすれば自然環境保全課になると思うのですが、さらにグループ名まで出すかといったことは今後検討したいと思います。

○島田委員長

はい。わかりました、よろしくご検討のほどお願いします。

第5章について、ご意見あるいはご質問ありますでしょうか。

それでは大変恐縮ではございますが、‘たたき台’について第1章から第5章までについては、以上とさせていただきます。あと、コラムについて最後にまとめてご意見を伺うという説明をしておりましたので、事務局のほうからお願いします。

こちらの説明については、ざっくりとでよいかと思います。別添4ですね。

○事務局

別添4をご覧ください。コラムですね。

コラム1は、地域メダカの話です。小田原、藤沢といろいろな地域メダカがございますけれど、こちらは県の内水面試験場も系統別飼育を取組んでいたりするもので、こういったものを生物多様性の一つのトピックとして載せました。

コラム2は、レッドデータブックです。これは今年に植物編を更新したところで、今後は昆虫動物と続きますけども、ひとまず、成果が出たというトピック載せます。

コラム3は、特産品です。これは農林水産業の絡みの話なのですが、生物多様性の恵みが、こうした農林水産業にも、一種の生態系サービスとしてもたらされているということ、身近な話題として載せたいと思っています。

コラム4は、生物多様性と気候変動の関係ですけれども、これは気候変動が余りに大きな変動があると生物多様性が損なわれるという、観点から書いております。あるいは生物多様性が、災害の調節機能といった、気候変動への適応にも貢献しているというような側面があります。一方で、この最近ですね、生物多様性と気候変動施策の両立といったようなトピック

も、いろいろ、国際会議等で話題にされているので、そういったところどうでも可能であれば触れていきたいと考えております。

続いて、コラムの5、生物多様性の損失による影響です。これは、生物多様性の大切さを語る際に、今ある日常の社会生活が生物多様性に支えられていて、それが損なわれると日常がなくなってしまうというところを、損害額でもって表したいと、トライをしてみたコラムです。

コラム6は、自然と触れ合う際の思いやり。これは、登山などをした際に、自然の野山から勝手に植物を採集してはいけないとか、自然とのつき合い方のところについて、書いてみたコラムです。

コラム7は、30by30とOECMについて、ここは先ほどコラムだけでは不十分とご指摘いただいたところがございます。30by30は、国家戦略の2030年ビジョンに位置付けられているというか、国際目標になっているということで、気候変動における二酸化炭素排出量という明確な目標があるというようなと同じく、生物多様性においては30by30という一つ大きな目標として掲げられた、というふうに受け取っております。その手段として、OECM、あるいは自然共生サイトというような国内的な施策が打ち出されておりますので、これを紹介していきたいというものです。

コラム8は、SDGsと生物多様性の関わりです。ここは、現計画策定時はSDGsのことを載せられるタイミングでなかったのですが、改定計画では載せたいと思っております。

コラム9は、ワンヘルスという考え方についてです。ワンヘルスは、この委員会でご教示いただきまして、調べました。ワンヘルスという言葉が、行政施策のどのあたりで使われているかを調べましたところ、一番、取組が進んでいるのは福岡県でありました。それから、東京都や大阪府等の計画でも若干触れられているというところで、扱われ方としては、自然と人間社会の距離感、人畜共通感染症とか、あるいはペットとのつき合い方、そういうようなところに触れられている自治体もありました。そういったところの考え方をここで、紹介したいと考えています。

コラム10は、アメリカザリガニです。これは、先般、アメリカザリガニが特定外来生物に指定されましたけども、ちょっと今までの特定外来生物と違うところは、長く親しまれている外来生物ということで、法律上も、個人の飼育は今後も認められるという、特別な扱いになります。ザリガニは非常に身近な生物ですので、大人から子供まで、より生物多様性を実感していただくのに、適した生物かなと考えておりますので、ここで紹介します。

コラム11のアカミミガメ、これもザリガニと同じく、個人の飼育が認められる特定外来生物です。アカミミガメの輸入量はピーク時と比べ、近年はもう大分減っているのですが、入ってきたものが繁殖してしまっているという状況でして、これも身近な外来生物として非常にいい題材かなと考えております。

コラム12は、外来種とのつき合い方です。ここは外来種被害予防3原則、入れない、捨てない、拡げない、ということで、この最後の一文のところですね、大切なのはその外来種

が、その場所で、どのような生態系被害や人的被害を及ぼすか、拡散の可能性があることを考えて欲しい。というメッセージをここに含んでおります。

コラム 13 は、生物多様性の社会への浸透、県民ニーズ調査結果です。ここは先ほど触れたとおりでございます。認知度、はちょっと上がり下がりがあるのですが、‘言葉の意味を知っている’、‘聞いたことがある’を含めて、概ね 65%というところで推移しています。ただ、ここの後段にありますように、生物多様性の定義を学ぶことが最終目的でなく、生物多様性に配慮した行動をとり、保全されるというところが目標ですので、その身近な取組が生物多様性の保全に繋がることを啓発していく必要がありますと、ここが主題でございます。

その下のコラムは、ナラ枯れについてということで、県内のナラ枯れの状況等を説明しており、次のページまで続く、長いトピックとなっています。昔はナラ等を薪にして、エネルギーとして使っていたものが、昭和 30、40 年代以降になって急に使われなくなり、巨木化した薪炭林が、ナラ枯れ発生地となっていることを、紹介しております。

このほか、脱炭素施策と生物多様性の両立、これは先ほどの気候変動と生物多様性を両立するような施策は、あり得るかという話ですね。それから自然を基盤とした解決策 (NbS)、グリーンインフラ、生物多様性国家戦略、といった、このあたり、今環境省で取りまとめている国家戦略の中で出てくるワードですけども、それらのコラムも検討中でございます。

それから既存のコラムで、遺伝子多様性に配慮した栽培漁業の試験研究、こういったところを残して、アップデートして載せたいと考えております。コラムは以上です。

○島田委員長

ご説明ありがとうございました。これから一部調整あるいは検討するところがありますが、現状では、こういったコラムを考えている、ということです。

それでは、本日は議題がもう一つございまして、そちらに移りたいと存じます。地域戦略を策定している市のヒアリング結果についてです。事務局説明よろしく申し上げます。

【議題 2】生物多様性保全に関する各市の取組について

○事務局

では、資料 3 に基づきまして、市の取組の聞きとり結果を説明させていただきます。

今回、ヒアリングしたのは、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、横須賀市、秦野市、厚木市の 8 つの自治体です。これらの自治体は、生物多様性地域戦略を策定済み、もしくは策定予定の自治体ですが、どちらかというと県東部の都市域の自治体が多いです。

現行の計画ですと都市・近郊エリアに当たりますが、都市域の取組というのはなかなか県の施策がなかなかないのですが、逆に言うと、ここは市の取組がかなり充実しているということがヒアリングでわかりました。

特に横浜市、川崎市、相模原市といった政令市は、都市における、都市住民を巻き込んだ、取組がされていました。横浜市で申しますと、いろいろありますけども、例えば、陸域水域生物における環境モニタリング調査というのが非常に進んでおりました。あと、横浜みどり税を財源とした、特別緑地保全地区とか、あるいは市民の森といった多様な緑地保全施策もありまして、こういったものが、横浜の一つの特徴かなというふうにとらえております。

川崎市もですね、やはり特別緑地保全地区の市民活動というのが盛んです。特別緑地の活動が盛んであるのは横浜や川崎の特徴かなと思います。

それから、もう一つ。多摩三浦丘陵広域連携会議というのがありまして、これは東京都の多摩エリアである八王子、日野、多摩、町田、それから稲城、川崎、横浜、相模原、下って鎌倉、逗子、葉山、三浦、横須賀と、そういったこの長い緑地の連携で、その真ん中に位置するのが、川崎市なのですけれども、その連携を図っていこうという会議を川崎市はやっております。これが一つの広域連携の形としてですね、もう 15 年続いている連携ですので、こういったものも一つご紹介できる取組かなと思いました。

相模原市はですね、河川の清掃イベントとか、あと、自然環境観察員制度、市民協働のモニタリング調査は非常に充実しております、それをポータルサイト、こちらも充実してまして、情報発信がうまくいっております。こういったところが、相模原市の特徴かなというところで、紹介できたらなと思います。

藤沢市はですね、生物多様性サテライトセンターを、先般、遠藤笹窪にできて、とても充実した設備となっておりますけども、その他にもですね、各拠点の緑地におけるマルチパートナーシップを形成していて、これは各緑地がそれぞれ違った性格を持っていて、いろいろなパートナーシップを展開しているというところが、非常によく取り組んでいるところかなと思います。あと標本用の収蔵庫を自前で持つなど、地道な取組も充実しているかなと感じた次第です。

次に、茅ヶ崎市でございます。茅ヶ崎市も、やはり自然環境評価調査というのが、充実して取り組まれております。博物館もできまして、そういった博物館との連携や、あと特別緑地保全地区が市の北部の方であります、その緑地保全をすることで、生物多様性を保全しようという取組をしておりますので、こういったところが、取り上げられるかなと思います。

変わって三浦半島の横須賀市ですけども、三浦半島は海のイメージなのですが、市としては、特に谷戸を意識しており、海に向かって開ける谷戸の保全活動の取組が充実しております。いくつか、遊休農地となっている水田、谷戸田等を活用した市民との協働による保全活動がされていますので、一つ、三浦半島の取組として紹介できるかなと思います。

海での活動としては、天神島という相模湾側の島で、ここに市のビジターセンターがありますけれども、そこでも保全活動をしており、あるいは外来生物バスターズ事業という、外来生物ごとに防除マニュアルを作成していて、大変充実しておりますので、こういったものが紹介できるかなと思います。

内陸部の里山エリアでは、秦野市では生き物の里というものを指定しており、他には里山ボランティアの養成研修が一つ特徴的なところで、市が主体で毎年実施していて、地元団体のボランティアの活動が充実しているというのが、生物多様性のキーポイントかなというふうに思いますので、こうしたところを紹介していきたい。

それから、厚木市は、さがみ自然フォーラムを地元NPOと連携してやっているところが、まず一つ生物多様性の強みかと思います。それから、生物多様性と脱炭素施策を一丸となつてやっていて、厚木市ではゼロカーボン施策との両立について高い意識を持っているという市ですけども、生物多様性に関しても、例えば外来種等でもですね、担当部局が高いイニシアチブで対策しているというような特徴がありますので、こういったところ、ぜひ紹介してきたらなというふうに考えております。

市の取組については、このようなところでございます。以上です。

○島田委員長

はい、ありがとうございます。

全部で8市ですか。いろいろお調べいただいて、この機会に、市から県に対する要望もいろいろあったかと思うのですけれど、こういうのもうまく本計画に反映できると良いかなと思います。せっかくこういう貴重なご意見が出ていますので、委員の皆さんも同じお考えだと思いますけども、この8市はもちろんですけども、それ以外の県内のいろいろな自治体と、うまくネットワークを組むというのは一つの目標だったと思います。

今までもそういった連携はあるかと思いますが、こういった機会をうまく生かして、それ以上に濃密な関係で、連携体制が構築できる一つのきっかけになれば、非常によろしいのではないかと思います。

さて予定していた議題2点については、以上で終わりでございますが、全体をとおして、例えば、先ほどのコラムですとか、今の各市の取組状況とかも含めて、各委員から何かご質問ご意見あれば、ぜひこの機会に手を挙げてくださるようお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

おそらくですが、冒頭申し上げましたように、資料がお手元に届いてからそんなに時間がなかったと思います。お忙しい皆様ですので、もっと読み込みたいと思っている委員もいらっしゃるかもしれません。

そういうことを前提にですね、本日の‘たたき台’それからコラム等について、後日メールで事務局の方にご連絡をいただければ非常に幸いと存じます。

これについて、期限など詳細事項は事務局の方から、後に報告がございまして、それをお聞きいただきたいと存じます。ぜひ私からも、皆様のご意見を十分に聞き取れなかったかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

次回の委員会は、来年の3月ですかね。

それに向けて、事務局のほうで資料の修正あるいは追加、あるいは新規作成をお願いしたいと思います。それでは進行を事務局にお伺いします。

○事務局

本日は、皆さまお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

今回、資料を送付したのが開催直前になってしまったため、改めて書面でご意見を伺いたいと思います。議事録のご確認をお願いする際に、併せてお願いをしたいのですが、期限は依頼後2週間をお願いしたいと考えております。

今回、委員会でご発言いただいたご意見、これからいただく書面のご意見を基に、今回の‘たたき台’に反映できる部分を検討して、次回の委員会でお示ししたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

第3回かながわ生物多様性計画の改定に関する検討委員会 出席者名簿

令和4年11月29日開催

	所 属 等	氏 名 (敬称略 50音順)	備考
委 員	一般社団法人 日本公園緑地協会	研究顧問 シマダ 島田 マサフミ 正文	委員長
	東京農業大学 地域環境科学部	教授 タキユウ 武生 マサアキ 雅明	副委員長
	明治大学 農学部	教授 クラモト 倉本 ノボル 宣	
	神奈川県水産技術センター内水面試験場	専門研究員 スグロ 勝呂 ナオユキ 尚之	(御欠席)
	日本大学 生物資源科学部	専任講師 スミヤマ 炭山 ダイスケ 大輔	
	神奈川県立生命の星・地球博物館	学芸部長 タナカ 田中 ノリヒサ 徳久	(御欠席)
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 多摩森林科学園	教育的資源研究 グループ長 ハヤシ 林 ノリコ 典子	(御欠席)
	特定非営利活動法人 丹沢自然保護協会	副理事長 ミナガワ 皆川 ヤスオ 康雄	
	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	理事 ムラカミ 村上 ニウヒデ 雄秀	
事務局	神奈川県 環境農政局緑政部 自然環境保全課	課長 ハプト 羽太 ヒロキ 博樹	
	神奈川県 環境農政局緑政部 自然環境保全課 緑地・自然公園グループ	グループリーダー オオイシ 大石 ツヨシ 剛	
	〃	主査 フルカワ 古川 タク 拓	